法制審議会刑事法（再審関係）部会の恣意的な進行を強く批判し、改めて議員立法による速やかな再審法改正を求める理事長声明

衆参国会議員の過半数が参加する超党派議員連盟「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が作成し、２０２５年６月の衆議院提出後、継続審議となっている再審手続に関する刑事訴訟法改正案（以下「議員立法案」という）に対抗して、同年３月以降、性急に進められている法制審議会刑事法（再審関係）部会（以下「再審部会」という）の審議にまたしても重大な問題が生じた。

再審部会長及び法務省が取り仕切る部会事務当局は、同年１２月１６日の第１３回会議で突如、他の部会委員及び幹事へ事前に諮ることなく、過去の同部会で検討した裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理、再審請求・再審手続における国選弁護制度等、重要論点の過半数を除外した「今後の議論のための検討資料」（以下「検討資料」という）を提出したうえ、「意見の集約に向けたたたき台（案）」と称して報道機関への配布と記者説明を行った。しかも、検討資料は、えん罪被害者及び支援者、日弁連、各単位会や当連合会をはじめとする各地域の弁護士会連合会はもちろん、複数の刑事法研究者グループや元裁判官６３名のグループが、えん罪被害者救済が現行制度より後退する改悪となりかねないとの深い憂慮や懸念を示して厳しく批判した証拠開示の範囲限定案、再審開始決定に対する検察官不服申立ての存続案を明示したうえ、裁判所が書面審査で理由がないと認める場合は証拠開示や事実取調べを経ず、直ちに再審請求棄却を義務づける案を明記するなど、事務当局を実質的に取り仕切る法務・検察の意向が強く反映された恣意的で偏った内容であった。相次ぐ再審無罪判決で厳しい批判を浴びた当事者である検察官が再審部会の事務を取り仕切り、議論を誘導することによって公平性、中立性を損ないかねないとの深刻な疑念は、極めて遺憾にも、今般の露骨な誘導によって確信に変わったといわざるを得ない。

全国の都道府県・市町村議会の半数近く、多数の市民団体、先に挙げた刑事法研究者や元裁判官有志のグループらが、議員立法案の示す抜本的な再審法改正の実現を求めている。日弁連、全国の弁護士会及び各地域の弁護士会連合会と軌を一にして、当連合会も２０２４年2月１４日、同年９月２６日、２０２５年９月１２日にも再審法改正の速やかな実現を求める理事長声明を発し、検察官の証拠開示義務、再審開始決定に対する検察官不服申立ての禁止、手続規定の新設・整備等によるえん罪被害者の速やかな救済を強く求めてきた。法務省、再審部会及び事務局は、抜本的な再審法改正を求める多数の市民の声を真摯かつ謙虚に傾聴し、公正・中立かつ丁寧な審議の実現に全力を尽くすべきである。

法務・検察が露骨に議論を誘導しようとする再審部会に任せていては、えん罪被害者の真の救済は実現困難であることが改めて浮き彫りとなった。

以上の理由により、当連合会は法務省及び再審部会長に対し、恣意的で偏った審議を強く非難して厳正に校正・中立を期す審議を実現するよう強く申し入れるとともに、国会に対し、議員立法案の速やかな実質審議入りと可決・成立を急ぐよう求める次第である。

２０２６年（令和８年）１月２０日
近畿弁護士会連合会
理事長　福　田　　健　次